



さだボイス



作者：娘 12月号

(鈴木さだはる後援会だより No.31)

ごあいさつ

日頃は「鈴木さだはる後援会」に対し、ご支援ならびにご協力を賜り感謝申し上げます。

12月定例議会が開会されます。今議会は、条例議案や補正予算議案など全18件が本会議、常任委員会で審議されますが、審議の様子が傍聴できますので、ご都合が許す限り傍聴いただけます。

今年も残す所1ヶ月足らずとなりました。先に情報展開させていただきましたが、9月補正予算で可決しました、水道料金に係る基本料金4か月分（北部地域；1月及び3月検針分〔11月～2月までの使用分〕、南部地域；12月及び2月検針分〔10月～1月までの使用分〕）が免除されます。市民の皆さまがより住みやすい、そして刈谷に住みたいと思って頂けるようなまちづくりを目指していきたいと思いますので、今後もご意見、ご要望などいただければ幸いです。

【議会情報】

12月定例議会 開会

◇開催期間…12月3日（水）～19日（金）

◇議題…報告案件から予算議案まで、全18件、請願2件（予定）の内容を審議します。

【市制情報】刈谷市ホームページ内に「かりや子育て応援ナビ」のページがあり、子育て支援に関する事業などが掲載されています。今回、一部を紹介します。

（かりや子育て応援ナビQRコード）



子育て支援サービス無料体験事業

※子育てで **困った** とき **子育て支援サービス** が **初回無料** で利用できます。

【産後ホームヘルパー派遣事業】

刈谷市では、出産後の母親の健康を守るため、ホームヘルパーを派遣して、家事援助を行う事業を実施しています。

対象となる家庭

1. 刈谷市に住所を有し、出産後6か月（多胎児を出産の場合は12か月）以内の母親で次に該当する家庭
- ①核家族で、昼間に母親の援助をする人がいない家庭
 - ②身内が近くにいる（又は同居している）が、高齢・病気等何らかの理由で、母親の援助ができない家庭
- ※父親が育児休暇中の場合は利用できません。

利用日数

出産後6か月（多胎児を出産の場合は12か月）以内で30回（多胎児の場合は60回）を限度

休業日

土曜日、日曜日、祝日及び、年末年始（12月29日から翌年1月3日）



サービス内容

調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等

利用料

1時間あたり700円（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は免除になります）

※**子育て支援サービス無料体験の対象者は、初回分のみ無料になります。**

※**子育て支援サービス無料体験の対象者は、産後ホームヘルパー派遣事業を初めて利用する人です。**
上の赤ちゃんなどで利用した場合も、対象にはなりません。



利用申込

利用予定日の1か月前までに、下記のいずれかの方法で申請してください。

1 ホームページから電子申請（刈谷市ホームページに外部リンクあり）

2 保健センターに来所して申請書を提出

※1の場合、申請後、確認のため市役所より電話があります。

※申込み後、利用調整等のため担当の方が訪問をさせていただきます。

【産後ケア事業】

出産後の母親と乳児が、心身を休めながら育児の相談や授乳指導を指定医療機関等で宿泊・日帰りまたは、刈谷市内の自宅および刈谷市内の実家で受けられるサービスです。

利用できる人

刈谷市に住所を有し、医療行為の必要がない人で、次のいずれかに該当する乳児（1歳未満）を育てている母親（養親・里親含む）

- ①産後の身体の不調や回復の遅れがあり、あかちゃんのお世話が困難な人
- ②授乳や沐浴など育児の仕方に不安があり、助産師からの心理的ケアと保健指導の必要がある人

指定医療機関

※医療機関により、利用条件が異なります。

保健センター（子育て支援課（0566-23-8877））までお問い合わせください。

利用日数

最長7日間（宿泊の場合は、最長6泊7日）※宿泊型・日帰り型・訪問型を合わせて7日間

利用時間

宿泊型・日帰り型：入所日の午前10時から退所日の午後4時までの必要とする時間

訪問型：午前10時から午後4時までの間のうち、おおむね1時間30分間

サービス内容

助産師から産後のからだや心のケア、授乳の相談、乳房ケア（母乳マッサージ含む）、沐浴指導、あかちゃんのお世話の仕方や相談など

利用料

利用型	1日の利用料金	備考
宿泊型	2,500円（1泊2日の場合は5,000円）	別途、食事代、特別個室利用の場合の差額分など自己負担があります。
日帰り型	1,500円	別途、食事代、特別個室利用の場合の差額分など自己負担があります。
訪問型	1,000円（子育て支援サービス無料体験の対象者は、宿泊型、日帰り型、訪問型を問わず、産後ケア事業そのものを初めて利用する人です。上のお子さんなどで利用した場合も、対象にはなりません。）	子育て支援サービス無料体験の対象者は、宿泊型、日帰り型、訪問型を問わず、産後ケア事業そのものを初めて利用する人です。上のお子さんなどで利用した場合も、対象にはなりません。

* 多胎の場合は2人目以降であっても、追加料金はありません。

* 1歳未満の乳児が2人利用の場合は、自己負担金があります。詳細は子育て支援課にお尋ねください。

* 生活保護や市民税非課税世帯の人は減免があります。

（転入の人が市民税非課税世帯の人は、転入前の市町村の課税証明書が必要な場合があります。）

利用の流れ

※事前申請が必要です。

1. 自宅で次の内容を検討し、子育て支援課に電話（23-8877）をする。

・利用希望形態：宿泊型・日帰り型・訪問型

・利用希望期間及び利用希望日数：例）6月1日～6月5日の間の1日



※出産後、入院を継続する宿泊型を希望する場合は、退院日からの利用となるため、退院日をご確認ください。

・利用希望理由：授乳の相談、乳房ケア（母乳マッサージ含む）、あかちゃんのお世話の仕方の相談、沐浴の相談など以降の流れについては、刈谷市ホームページもしくは、子育て支援課に問い合わせください。

今回紹介した事業のほかに「かりやしファミリー・サポート・センター」、「病児・病後児保育」の初回利用が無料となる支援事業があります。相談等含め、子育て支援課（0566-23-8877）までお問い合わせください。

【12月の予定】

3日～19日

12月定例議会

7日 新嘗祭

14日 地区芸能発表会

15日 代表者のつどい

21日 もとかりまな防災

23日 刈谷知立環境組合議会

【12月の暦】

7日 大雪

13日 正月事始め

22日 冬至

25日 クリスマス

31日 大晦日

【あとがき】今回の紙面では、子育て支援サービスの一部を掲載させていただきました。ご利用条件はございますが、子育てでお困りごとなどありましたら一度、子育て支援課までお問い合わせください。

11月後半から朝夕が急激に冷え込みました。今年は、例年と比較すると全国的にもインフルエンザが早い時期から流行しているようです。12月は、師走と言われるように何かと慌ただしくなる時期ではありますので、流行性の感染症、交通安全、飲みすぎ、食べ過ぎなどにもご留意いただき、お過ごしいただければと思います。